

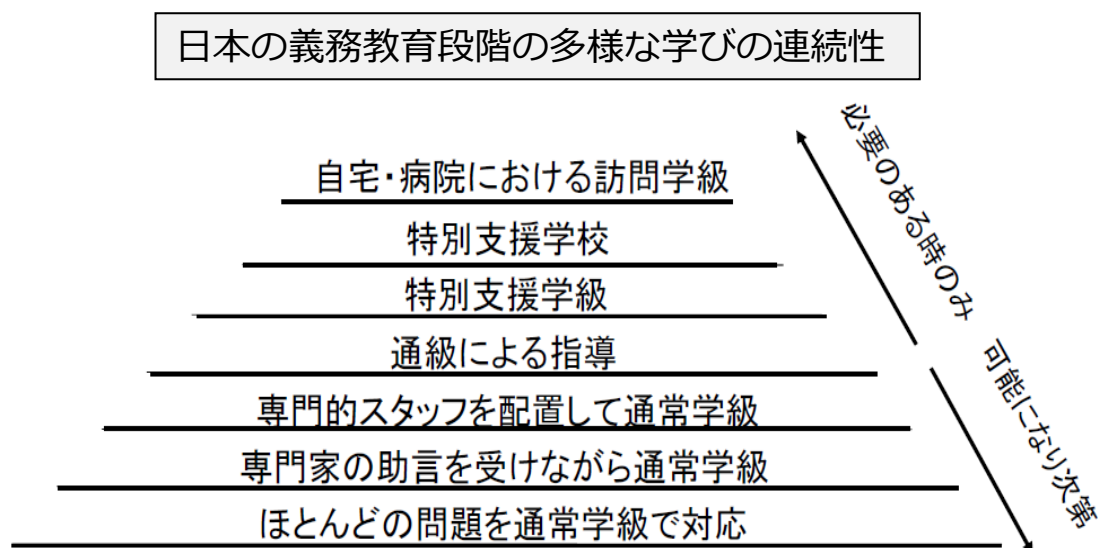
(1) 多様な学びの場とは

(a) 多様な学びの場とは

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システムデータベース」に次のように示されています。

「多様な学びの場」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場のことを示しています。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。



引用：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）参考資料4」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）

(b) 固定しない「学びの場」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）、に次のように示されています。

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達 の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学できることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

(c) それぞれの学びの場の内容

「子供の多様なニーズに応じた学びの場」(平成 28 年 12 月) 全国特別支援教育推進連盟(文部科学省委託) に次のように述べられています。

また、「子供の個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育」(平成 29 年 12 月) には、就学前から高等学校期までの学びの場における特別支援教育について記載されています。

<<http://suishinrenmei.c.ooco.jp/file/rikaikeihatsusasshidata.pdf>>

【通級による指導】

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級での学習におおむね参加でき、一部障害の状態に応じて、特別な指導を特別な指導の場(いわゆる「通級指導教室」など)で行う教育の形態です。

特別な指導については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にある自立活動を取り入れ、一人一人の児童生徒の状態に応じて具体的な目標や内容を定めて指導します。

* 高等学校における通級による指導については、平成 28 年に学校教育法施行規則が一部改正され、平成 30 年 4 月から制度化されています。

【特別支援学級】

小・中学校の特別支援学級では、子供一人一人の障害を正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援が行われています。教育内容は、原則として小・中学校の学習指導要領に沿って行われますが、子供の障害の状態や特性などに応じて、特別支援学校の教育課程を参考にして、弾力的な教育課程を編成し指導や支援を行っています。

また、特別支援学級は、小・中学校に設置されているので、通常の学級の子供たちと各教科や学級活動、学校行事などをとらに行う「交流及び共同学習」など、相互の密接な連携のもとに指導が行われています。

* 【特別支援学校】については、第 I 章 - 2 (4) 『特別支援学校とは』(28p) で述べます。

(d) 学校間の連携

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(中央教育審議会初等中等教育分科会平成 24 年 7 月 23 日) では、次のように述べています。

地域内の教育資源(幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的である。